

個人からの寄付金に対する税制優遇について

大仙市社会福祉協議会では、令和7年4月1日より個人からの寄付金に対して、これまでの寄付金控除（所得控除）に加え、税額控除の対象法人となりました。

税制優遇を受けるためには個人での確定申告が必要になりますが、その際に所得税については所得控除か税額控除のいずれか有利な制度を選択できます。

大仙市にお住まいの方は市県民税、秋田県内にお住まいの方は県民税の税額控除が受けられます。（寄付をした翌年の1月1日にお住いの方に限ります）

税制優遇、確定申告の詳しい内容については所管の税務署にお問い合わせください。

◆優遇措置の内容

所得税	所得控除	税額＝課税所得（所得金額－所得控除額）×税率 所得控除額＝寄付金額－2,000円
	税額控除	税額＝納付すべき所得税額－税額控除額 税額控除額＝（寄付金額－2,000円）×40% ※寄付金額は、年間所得の40%を限度とする額 ※税額控除額は、所得税額の25%を限度とする額
住民税	税額控除	税額＝納付すべき個人住民税額－税額控除額 税額控除額＝（寄付金額－2,000円）×10% ※市民税6%、県民税4% ※寄付金額は年間所得の30%を限度とする額

◆所得税の税額控除を受ける場合の確定申告に必要な書類

(1) 寄付金の領収書	寄付を頂いた際に発行致します。
(2) 税額控除に係る証明書の写し	寄付を頂いた際に発行又は当会HPよりダウンロード、または当会の本所、各支所で受け取ることができます。